

男鹿市告示第145号

男鹿市私立幼稚園物価高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市私立幼稚園物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている私立の幼稚園の負担軽減を図ることを目的として、給食費の価格高騰分を支援するため、男鹿市私立幼稚園物価高騰対策事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例による。

2 この告示において「利用児童」とは、特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定子ども（一時預かり事業の利用に係る児童を除く。）をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、令和7年4月から令和8年3月までの間における給食費の価格高騰分（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。以下同じ。）、県及び市町村（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条各項に規定する企業を

除く。以下同じ。) 以外のものが設置する特定教育・保育施設であって、男鹿市に所在を有するものとする。

(補助金の額及び算定方法)

第4条 補助金の額は、令和7年10月1日における利用児童数に7,800円を乗じて得た額(以下「基準額」という。)とする。ただし、新設、休止又は廃止により令和7年度における運営期間が11か月以下となる場合は、基準額を12で除して運営月数(1日以上開所している月は運営月数に含めるものとする)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を1円に切り上げた額)とする。

(交付の申請等)

第5条 対象施設を設置するものであって補助金の交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和8年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設一覧表(様式第1号付表1)
- (2) 補助額計算書(給食費高騰分)(様式第1号付表2)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、これを適正と認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い、補助金等交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定をする場合において、必要に応じ条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条第1項の規定による額の確定後、補助金の交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)からの請求に基づき、令和8年3月31日までに交付するものとする。

2 前項の請求は、令和8年2月28日までに請求書(様式第3号)を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(書類の保存等)

第9条 交付決定者は、補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金交付額算定の特例)

第10条 特別の事情により、第4条に定める算定方法によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、なお効力を有する。